



# 埼玉県報

第 2974 号  
平成 30 年(2018 年)  
2 月 6 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 介護保険法に基づく指定の取消処分に係る公示（高齢者福祉課）
- 介護保険法に基づく指定の取消処分に係る公示（高齢者福祉課）
- ポストカラムーイオンクロマトグラフ分析装置の賃貸借に関する落札者等の公示（衛生研究所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県告示第九十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県三郷市番匠免三丁目二番二の一部、六番、七番、八番の一部、十二番の一部、十三番の一部、十四番の一部、十五番の一部、十六番、十七番、十八番、十九番一、十九番二、二十番、二十一番の一部、二十二番二の一部、二十四番三の一部、二十五番、二十六番一、二十六番二、二十七番一、二十七番二、二十八番、二十九番、三十番、三十一番、三十二番、三十三番、三十四番、三十五番の一部、三十六番の一部、三十七番の一部、三十八番の一部、三十九番の一部、四十番の一部、四十一番一の一部、四十一番二の一部、四十二番の一部、四十三番一の一部、四十三番二の一部、四十三番三の一部、四十四番の一部、四十五番の一部、四十六番の一部、四十七番一の一部、四百十番一の一部、四百十一番一の一部、四百十二番一の一部、四百十三番一の一部、四百十四番一の一部、四百十五番一の一部、四百二十二番一の一部、上口三丁目六十二番の一部、六十三番一の一部、六十六番四の一部、二百五十四番二の一部、二百五十五番二の一部、二百五十六番二の一部、二百五十七番一の一部、二百五十八番の一部及び二百六十番二の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

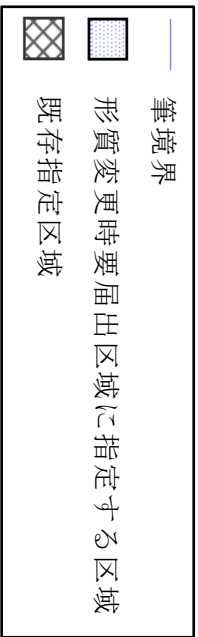
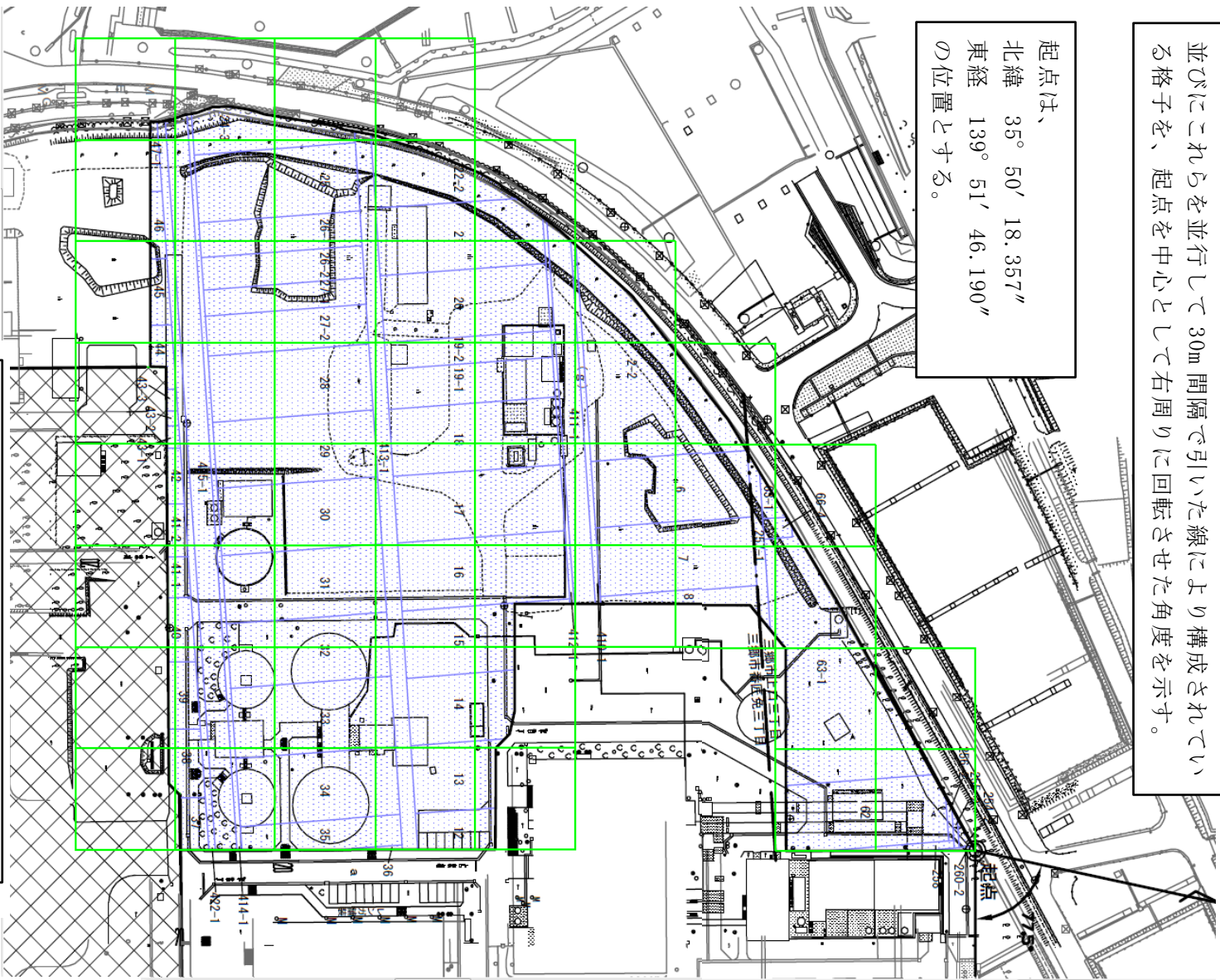
三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

別図のとおり（一の区域と同じ）

別図

【格子の回転角度 77.5°】  
格子の回転角は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを並行して30m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右周りに回転させた角度を示す。

起点は、  
北緯 35° 50' 18.357"  
東経 139° 51' 46.190"  
の位置とする。



## 告 示

### 埼玉県告示第九十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第三号、第六号及び第十一号の規定により指定を取り消したので、同法第七十八条第三号の規定により次のとおり公示する。

平成三十年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
株式会社 O・S・I
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
千葉県柏市根戸千八百六十四番地四カパルア一階 A
- 三 事業所の名称  
訪問介護ステーション季楽
- 四 事業所の所在地  
埼玉県鶴ヶ島市富士見四丁目十九ー二ー百一
- 五 介護保険事業所番号  
一七六二〇〇五五六
- 六 サービスの種類  
訪問介護
- 七 指定取消処分年月日  
平成三十年一月二十三日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）  
平成三十年三月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第九十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五條の九第一項第二号及び第九号の規定により指定を取り消したので、同法第一百五條の十第三号の規定により次のとおり公示する。

平成三十年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
株式会社 O・S・I
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
千葉県柏市根戸千八百六十四番地四カパルア一階 A
- 三 事業所の名称  
訪問介護ステーション季楽
- 四 事業所の所在地  
埼玉県鶴ヶ島市富士見四丁目十九ー二ー百一
- 五 介護保険事業所番号  
一七六二〇〇五五六
- 六 サービスの種類  
介護予防訪問介護
- 七 指定取消処分年月日  
平成三十年一月二十三日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）  
平成三十年三月一日

# 告 示

## 埼玉県告示第百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
ポストカラムーイオンクロマトグラフ分析装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県衛生研究所水・食品担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1
- 3 落札者を決定した日  
平成29年11月28日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋 1 丁目 3 番 1 号
- 5 落札金額  
49,124,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成29年 9 月 29日

## 告 示

### 埼玉県教委告示第四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年二月六日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

#### 一 日時

平成三十年二月十三日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

イ 県議会平成三十年二月定例会提出予定案件について

ロ 平成三十年度埼玉県教育行政重点施策の策定について

ハ その他



# 告 示

## 埼玉県選管告示第六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十年二月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

日 時	平成三十年 二月七日（水） 午前九時	場 所	選挙管理委員会室	議 題	1 春日部市長選挙における当選の効力 に関する審査の申立てについて 2 その他
	平成三十年 二月九日（金） 午前十時				